

平成24年1月19日

警視庁警視総監 殿

警察庁長官 殿

申入れ者

■■■■■■■■■■

申入れ者 弁護士 清水 勉

申入れ者 弁護士 十河 弘

申入れ者 弁護士 渡部 雄介

(連絡先) 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目11-12

プレジデント一番町306号

十河(そごう)法律事務所

(担当) 弁護士 十河 弘

TEL 022-212-1603 FAX 022-212-1605

## 公開質問書

東日本大震災の被災地復興に関して、警察庁及び警視庁が、被災地における犯罪予防活動にご尽力いただいていることに深く感謝いたします。しかし、他方、被災地で瓦礫撤去作業をしていた申入れ者■■■■■■■■■■に対して最初から犯罪者扱いするような威圧的な言動、一方的な犯罪者扱い、強引な警察署への連行、被疑者としての取調べという人権侵害が行われたことも事実です。宮城県警以外の警視庁・道府県警察から派遣されて来る警察官がこのようなことをすることは、被災地住民にとって不幸であるだけでなく、警察組織としても国民からの信頼を失う原因になるもの

として、きわめて問題です。

## 第1 事実経過

### 1 申入れ者

申入れ者■■■■（自営業）は、平成23年10月9日、津波の被災地で瓦礫撤去のボランティア作業をしていた者です。

申入れ者弁護士らは、現場の警察官の職場環境の改善を主な活動目的とする『明るい警察を実現する全国ネットワーク』に所属する弁護士であり、申入れ者■■■■の弁護人になった者です。

### 2 警視庁警察官による違法不当な捜査

申入れ者■■■■は、平成23年10月9日、宮城県仙台市若林区の津波の被災地で瓦礫撤去のボランティア作業をしていました。

その作業中である同日午後4時頃、パトカーで通りかかった、警視庁から応援に来ていた警察官がパトカーから降りてきて、申入れ者■■■■に声を掛けてきました。その警察官は初対面の人に対する礼儀を一切弁えることなく、申入れ者■■■■に対し、「その瓦礫をどこに持って行くんだ！」「その鉄屑をどこに持って行くんだ！」と、まるで最初から犯罪者扱いするような、ぶっきら棒に言い方をしました。およそ対等な人間同士のもの言いではありませんでした。警察官の無礼極まりない言葉に強い不快感を感じながら、申入れ者■■■■は気持ちを抑えて、ごく普通に返事をしていました。何ら犯罪性は伺えないにもかかわらず、警察官は「ちょっと免許証見せてもらっていいですか」と人定をしようとし、申入れ者■■■■がこれに応じると、さらに「ちょっと車の中も見て良いですか」と言いました。申入れ者■■■■は警察官のあまりにもふてぶてしく、かつ一方的で高圧的な態度に強い不快感を強めましたが、このような警察官に言い返してもこじれるばかりだと思い、黙って従いました。

警察官は、申入れ者■■■■の車の中にあつた鞆を勝手に開けて、ビクトリノックス（ナイフ部分の刃体の長さ8.7cm）（以下「本件万能工具」と言います。）を見つ

けると、鞆から勝手に取り出して、ナイフ部分を開けて、「あ、これはダメだね」と言いました。申入れ者■には、何がどう駄目なのか、警察官が言っていることの意味がわかりませんでした。まさか、本件万能工具を持っていることだけで犯罪になるとは思いませんでした。

警察官は「警察に来てもらう」と言い、拒否する自由があることは一切言わず、申入れ者■はやむなくパトカーの後をついて自車を運転して仙台南警察署に行きました。

仙台南警察署では、宮城県警の警察官が申入れ者■を被疑者として取調べました。取調べで、警察官は、申入れ者■に本件万能工具を所持していた理由を丁寧に聞くこともなく、「銃刀法違反だ」と決めつけました。申入れ者■は、早く帰宅したかったので、言われるがままに、事実が書かれていない供述調書に署名押印しました。また、本件万能工具について、任意提出書及び所有権放棄書に署名押印させられました。

### 3 弁護人の選任

翌10日、仙台南署から申入れ者■に電話があり、「書類に不備があったので出頭してほしい」と言ってきました。申入れ者■が「あれはライフツールです。持っていても問題はないはずです」と言いましたが、「駄目だ」と言われました。申入れ者■は、納得できなかったので仙台南署に出頭したうえで抗議しました。

また、申入れ者■は、自分が警察に犯罪者扱いされていることに納得できず、『明るい警察を実現する全国ネットワーク』に相談し、同ネットワークでは、職質ノルマ問題が顕在化した事例として取り組むことにし、所属弁護士が弁護人を受任して、警察に対応することにしました。

同月26日、弁護人らは、宮城県警南署に対して、弁護人選任届を提出するとともに、①違法な職務質問に抗議する、②犯罪は不成立である、③取り調べを実施して否認調書を作成せよ、④本件万能工具を返還せよ、⑤県内ボランティアに警視庁警察官がこんな仕打ちをするのは大問題である、との申入れ書を提出しました。

#### 4 仙台南警察署の処理と説明

1 2月上旬、仙台南署から申入れ者■■■■に対して出頭要請があり、同月15日、申入れ者■■■■，申入れ者弁護士十河弘及び同渡部雄介が同署に赴き、①取り調べをするなら弁護人を立ち合わせ、供述調書は署名押印前に弁護人が確認させる、②犯罪は不成立である、③任意の取り調べなので退席の自由を確保して欲しい、④供述調書は申入れ者■■■■の言い分を忠実に記録して欲しい、などを内容とする申入れ書を再度、提出しました。

これに対し、生活安全課特別法係長・小山健司郎警部補は、①銃刀法違反は立件せず送検もしない、②したがって取り調べもしない、③本件万能工具は還付する、とした上で、しかし、④警察としては、職務質問は適法であり、銃刀法違反は成立していると考えている、⑤申入れ者■■■■には前科もなく、正業に就いており、ボランティア活動中だったこと、携帯状態が平穏だったこと、取り調べ態度も良い等の諸般の事情を総合判断して立件しない、と説明しました。

#### 5 宮城県警の説明の誤り

宮城県警の上記①②③の対応は、きわめて適切です。

しかし、④の判断は誤りです。⑤はほとんどが現場で確認ができたことですし、不当な取調べをした側が反省謝罪の態度もなく、取調べ態度がよかったなどと評価するのは傲慢そのものです。

##### (1) 職務質問の違法性

警察官職務執行法第2条第1項では、職務質問の要件について、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる。」と規定しているところ、申入れ者■■■■の場合、津波の被災地において土地所有者に瓦礫撤去作業のボランティアを申し出て、土地所有者の承諾を得て瓦礫撤去作業をしていたに過ぎませんから、「異常な挙動」で

はありません。「周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」もありません。「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている」と認められる」という事情も状況もありません。

したがって、職務質問は明らかに違法です。

#### (2) 無令状の搜索

警視庁警察官が申入れ者■■■■の承諾を得ずに同人の鞆を開けて中の物を調べたことは、違法な搜索です。

#### (3) 警察署への連行

違法な職務質問に続く警察署への連行したことも違法です。

すなわち、警察官職務執行法第2条第2項では、「その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。」と規定しており、申入れ者■■■■にとって、瓦礫の撤去作業をしている場所で質問されることは何ら不利ではなく、不利である旨を告げたこともありません。「交通の妨害になると認められる」場所でもありません。

したがって、警視庁警察官が申入れ者■■■■に警察署への同行を求め、同行させたことは違法です。

#### (4) 銃刀法違反に該当せず

銃砲刀剣類所持等取締法第22条では、「何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。」と規定しており、刃体の長さ(8.7cm)だけを比較すると、上記規定で禁止する刃物に該当します。

しかし、「正当な理由」がある場合は適法とされています。申入れ者■■■■は、東日本大震災で津波被害を受けた地域で瓦礫の撤去作業をしていたのであり、いつどのようなときにどのような工具が必要になるかわからない状況下で本件万能工具を携帯していたのですから、「正当な理由」があったことは明らかです。

#### (5) 宮城県警の苦悩

以上のとおり、仙台南警察署の上記説明は誤りです。そうであればこそ、立件せず、送検さえせず、所有権放棄書に署名指印させた本件万能工具を申入れ者■■■■に返還したのです。

現に、仙台南警察署は、「宮城県内において警視庁の警察官による捜査に関する苦情が多いのは事実だ」と認めました。また、同署の説明によれば、宮城県警も警視庁に対して正式ルートで捜査方法を善処するよう申し入れたとも説明しました。

宮城県警の前記詭弁は、警視庁の警察官が被災地で被災者のボランティア活動に水を差す異常な行動に苦慮して、警視庁ないし警察全体の面目を保つために、「職務質問は適法」「銃刀法違反は成立する」と弁解するものの、実際には有罪立証は不可能で起訴猶予処分すらできないので、立件さえ見送ったのです。

#### 6 瓦礫撤去ボランティア活動を妨げる警視庁警察官の違法捜査

警視庁では、通行人が刃物を持っているというだけで安易に犯罪者扱い（軽犯罪法第1条第2号違反、銃砲刀剣類所持等取締法第22条違反）しているようですが、震災被災地の実情や所持者の実情を無視して一方的に取り締まるのは、明らかに捜査権限の濫用です。本件はまさに濫用事例です。

宮城県警は、殉職者を多数出しながらも、献身的な震災対応をしてきました。申入れ者らは宮城県警の尽力に感謝しています。また、警視庁をはじめ全国からの震災応援にも感謝しています。しかし、申入れ者■■■■は警視庁の警察官のチンピラのような態度に立腹し、失望しました。警察全体の評判を落としているとも感じています。

#### 7 警視庁警察官が被災地で暴走する背景

今般、警視庁の警察官がこのような強引な違法行為を行なう背景には、警視庁警察官らによる、刃物を携帯している人に対する、異常な取締りがあります。

警視庁では、軽犯罪法第1条第2号（「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」）を濫用し、「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」の解釈を広げ、万能工具を始め様々な物がこれに当たるとして、「正当な理由」の有無という法律上の要件があることを秘して犯罪者扱いし、軒並み、強引に警察署に連行し、被疑者調書を作成し、万能工具を任意提出・所有権放棄させ、顔写真の撮影、指紋の採取を行い、区検察庁に書類送検しています。

軽犯罪法という日常的な行動に関する法律の条文を警察官が知らないということは考えられません。その警察官がこぞってこのような態度をとるのは、職務質問、指紋採取、顔写真撮影が現場の警察官にとってノルマになっているからです。

なお、検察庁は、法律の建前では、警察の違法捜査をチェックする立場ですが、実際には区検察庁では被疑者を呼び出すことなく、被疑者の知らない間に犯罪の成立を前提とする起訴猶予処分をしています。検挙件数を上げ点数稼ぎをする警察に検察が全面協力しているかのようです。警察と検察のこのような連携により、善良な市民が人権を侵害され、犯罪者に仕立て上げているのです。

## 第2 質問項目

下記質問事項について、本年2月3日までに書面で、申入れ者十河弘宛にご回答ください。

### 1 警察庁に対して

- (1) 警視庁・道府県警に被災地への警察官派遣依頼に関して、派遣される警察官の行動について何らかの注意を指摘していますか。職務質問の仕方について注意を指摘していますか。しているとすれば、どのような内容ですか。

- (2) 上記事件について、宮城県警が警視庁に抗議していることを知っていますか。
- (3) 警察庁としては、警視庁警察官の上記対応についてどのようにお考えですか。
- (4) 警視庁に対して、何らかの注意等を行いましたか。行ったとすれば、どのような内容ですか。

## 2 警視庁に対して

### (1) 警察官職務執行法第2条第1項の要件について

申入れ者■■■に対する職務質問は、警察官職務執行法第2条第1項の要件を充たしていますか。充たしているとすれば、申入れ者■■■について、「異常な挙動その他周囲の事情から犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者」のいずれに該当するのですか。該当すると判断した根拠事情を明らかにしてください。

### (2) 警察官職務執行法第2条第2項の要件について

本件では、「その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に付近の警察署、派出所若しくは駐在所に同行することを求めることができる。」の要件を充たしていますか。充たしているとすれば、「その場で前項の質問をすることが本人に対して不利である場合」と「交通の妨害になると認められる場合」、いずれに該当するのですか。その根拠事情も明らかにしてください。

### (3) 犯罪の成立について

警視庁警察官は、申入れ者■■■が本件万能工具を自車内に所持していたことをもって直ちに犯罪が成立すると判断しましたが、この判断は正しかったのですか。正しかったとすれば、どのような法律に違反していたのですか。また、津波の被災地で瓦礫の撤去作業をしている人が、様々な便利のために本件万能工具を所持することは「正当な理由」は認められないということですか。



(4) 宮城県警の事件処理について

宮城県警が本件を送検しなかったことを知っていますか。宮城県警が送検しなかったことについてどのように受け止めていますか。

(5) 宮城県警の指摘について

① 宮城県警は、申入れ者らに対して、「宮城県内において警視庁の警察官による捜査に関する苦情が多いのは事実だ」と説明しましたが、宮城県警がこのような認識をしていることを知っていますか。また、宮城県警からこのような指摘を受けたことがありますか。

② 宮城県警は、申入れ者らに対して、警視庁に対して正式ルートで捜査方法を善処するよう申し入れたと説明しましたが、そのような事実はありましたか。

(6) 警視庁警察官の職務質問のあり方について

警視庁としては、警視庁警察官の職務質問の仕方について改善すべき点があると考えていますか。考えているとすれば、どのような改善ですか。

以上